

賃貸住宅ご入居者のための

# 思わぬ事故とその対策

No. 5

## 「失火責任法と貸し主からの賠償請求は別ってどういうこと？」

### 《借家人賠償事故》



「出火元に賠償責任は求められないという話ではなかったの？」

その通りです。ただし、失火責任法で賠償責任を免れるのは、民法第709条の「不法行為責任」に基づく行為についてです。賃貸借契約に基づく「債務不履行責任」（原状回復義務）には失火責任法の効力は及ばないこととなります。

つまり、貸し主への原状回復義務は、失火責任法より優先されるため、出火元（借り主）に重くのしかかることとなります。

弊社「ハトマーク補償」（住宅用賃貸総合補償保険）には、借家人賠償責任保険が付帯されております。弊社の借家人賠償責任保険では、火災に起因する賠償事故以外にも、盗難事故や給排水設備に生じた事故に伴う漏水・放水または溢水による水濡れにより、借りている部屋の床や壁などに損害が発生し、貸し主への賠償が必要になった場合に保険金をお支払いいたします。

—そんな事故に備えて、「ハトマーク補償」にご加入ください—



株式会社宅建ファミリー共済

この内容は概要の説明です。詳しくは弊社または取扱代理店までご連絡ください。